

毎週一回発行月曜日木曜日 定価(消費税別)一箇年 一六、〇〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

第千三百七十四号

平成十五年

四月十四日

月 曜 日

目 次

告示 道路の供用開始……………一四三

告 示

山梨県告示第千二百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年五月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年四月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一三七号	南都留郡河口湖町大字船津字上ノ段三七五九番の一地先から南都留郡河口湖町大字船津字中村三八六〇番の六地先まで	一三〇・〇	平成十五年四月十四日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番